

## ■Suzuyo 光 契約規約（実施：平成28年7月1日）

第1章 総則 .....	3
（規約の適用） .....	3
（規約の変更） .....	3
（用語の定義） .....	3
第2章 本サービスの提供区域.....	4
（本サービスの提供区域） .....	4
第3章 契約 .....	5
（契約の単位） .....	5
（契約者回線の終端） .....	5
（収容 IP 通信網サービス取扱所） .....	5
（契約申込の方法等） .....	5
（契約申込の承諾） .....	5
（お客さま ID） .....	6
（品目等の変更） .....	6
（契約者回線の移転） .....	7
（契約内容の変更） .....	7
（本サービスの利用の一時中断） .....	7
（本サービス利用権の譲渡） .....	7
（契約者が行う利用契約の解除） .....	7
（契約者が行う初期契約解除） .....	7
（当社が行う利用契約の解除） .....	8
（契約者の地位の承継） .....	8
第4章 オプションサービス・付加機能 .....	8
（オプションサービスの提供） .....	8
（付加機能の提供） .....	9
（付加機能の利用の一時中断） .....	9
第5章 端末設備の提供等 .....	9
（端末設備の提供） .....	9
（端末設備の移転） .....	9
（端末設備の利用の一時中断） .....	9
第6章 利用中止等 .....	9
（利用中止） .....	9
（利用停止） .....	10

第7章 通信	11
(発信者番号通知)	11
(情報量の測定等)	11
第8章 料金等	12
第1節 料金及び工事に関する費用	12
(料金及び工事に関する費用)	12
第2節 料金等の支払義務	12
(利用料金の支払義務)	12
(手続きに関する料金、工事費、線路設置費等の支払義務)	13
(初期契約解除に係る取扱い)	14
第3節 料金の計算等	14
(料金の計算等)	14
(料金の支払方法)	15
(端数処理)	15
第4節 割増金及び延滞利息	15
(割増金)	15
(延滞利息)	15
第9章 保守	15
(契約者等の維持責任)	15
(契約者等の切分責任)	16
第10章 損害賠償	16
(責任の制限)	16
(免責)	17
第11章 雑則	17
(承諾の限界)	17
(利用に係る契約者等の義務)	18
(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)	18
(本サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)	18
(契約者等の氏名の通知等)	18
(NTT 東西との相互通知事項)	19
(IPv6 接続事業者／NTT 東西との相互通知事項)	19
(著作権等)	20
(個人情報等の保護)	20
(管轄裁判所)	20
(法令に規定する事項)	20

## 第1章 総則

### (規約の適用)

第1条 当社は、Suzuyo 光契約規約を定め、これにより Suzuyo 光サービス（当社が本規約以外の契約規約を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### (規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	NTT 東西	東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）および西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）
2	Suzuyo 光	NTT 東西の提供する光コラボレーションモデルを利用した回線サービス
3	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
4	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
5	オプションサービス	本サービスのオプションサービスとして当社または当社との提携先事業者が提供するサービスの総称
6	IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7	卸電気通信役務提供事業者	当社と卸電気通信役務の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者

8	IP 通信網サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社または卸電気通信役務提供事業者または当社委託先事業者の事業所および設備施設
9	取扱所交換設備	IP 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
10	利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
11	契約者回線	本契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12	契約者回線等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約者回線</li> <li>・ 必要により設置又は設定する電気通信設備</li> </ul>
13	収容 IP 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている IP 通信網サービス取扱所
14	回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
15	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17	自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 本サービスの提供区域

### （本サービスの提供区域）

第 4 条 本サービスの提供区域は、以下に定める区域とします。なお、サービス提供区域は変更される場合があります。

エリア	都道府県
NTT 東日本エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

NTT 西日本エリア	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
------------	---

### 第3章 契約

#### (契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1の利用契約を締結します。

2 契約者は、それぞれ1の利用契約につき1人に限ります。

#### (契約者回線の終端)

第6条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設出来る地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

#### (収容 IP 通信網サービス取扱所)

第7条 契約者回線等は、当社が指定する IP 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容 IP 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第26条(利用中止)の規定による場合は、収容 IP 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

#### (契約申込の方法等)

第8条 利用契約の申込みをするときは、本規約に同意の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を提出して頂きます。

- (1) 本サービスの品目又は細目
- (2) 契約者回線の終端の場所等
- (3) その他申込みの内容を特定するための事項

#### (契約申込の承諾)

第9条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に係らず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社または卸電気通信役務提供事業者の本サービスの申込みを受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。

- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 利用契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 第27条（利用停止）第1項第8号の規定に該当するとき。
  - (5) 第8条の申込書に、虚偽の事実があったとき。
  - (6) 申込者が18歳未満であるとき。
  - (7) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
  - (8) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。
  - (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。もしくは、当社が適当でない  
と判断するとき。
- 3 当社の承諾の意思表示は、ご利用開始日前に郵送する「開通のご案内」をもって代えさせていただきます。
- 4 本サービスに係る契約は、申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。
- (1) 新規申込みの場合、本サービスの工事完了日に利用契約が成立するものとします。
  - (2) 転用の場合、Suzuyo 光への転用完了日に利用契約が成立するものとします。

#### **（お客さま ID）**

第10条 お客さま ID は、1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、お客さま ID を変更することがあります。

3 前項の規定により、お客さま ID を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（注1）当社は、本条の規定によるほか、第26条（利用中止）の規定による場合は、お客さま ID を変更することがあります。

（注2）契約者は、お客さま ID 等により、契約内容の変更、情報量の確認その他の請求等を行うことが出来ます。この場合において、当社は、その請求等は契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### **（品目等の変更）**

第11条 契約者は、当社が別に定めるところにより本サービスの品目又は細目の変更の請求をすることが出来ます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 前項により契約が成立したときは、当社所定の方法をもって契約者に通知するものとします。

#### **(契約者回線の移転)**

第12条 契約者は、本サービスについて、契約者回線の移転を請求することが出来ます。ただし、移転先によっては技術上その他の理由により、本サービスの提供が出来ない場合があります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### **(契約内容の変更)**

第13条 契約者は、第8条（契約申込の方法等）に規定する契約内容に変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社指定の方法に従い当社に報告するものとします。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### **(本サービスの利用の一時中断)**

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に1日単位で利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### **(本サービス利用権の譲渡)**

第15条 本サービス利用権は、本規約に別段の定めがある場合を除き、譲渡することが出来ません。

#### **(契約者が行う利用契約の解除)**

第16条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により通知して頂きます。

2 利用契約の解約の意思表示は、利用契約に付随するすべてのオプションサービスに関する契約解約の意思表示と見なし、当社は契約者の利用するオプションサービス提供会社に解約の意思表示を通知するものとします。ただし、別途当社が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

#### **(契約者が行う初期契約解除)**

第17条 契約者は、電気通信事業法第26条の3第1項に規定する、書面による利用契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことが出来ます。

### **(当社が行う利用契約の解除)**

第18条 当社は、次の場合には、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第27条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことが出来ないとき。

2 当社は、前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3 当社は、次の場合、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係らず、本サービスの利用停止をしないでそれぞれその利用契約を解除することがあります。

- (1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約に違反する行為を行った場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (3) 料金等の支払債務の履行遅延または債務不履行があった場合。
- (4) 契約者が死亡したことを当社が知ったとき。
- (5) その他、契約者として不適当と当社が知った場合。

4 利用契約が解除された場合、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。この場合も、第36条(端数処理)および第38条(延滞利息)の規定が適用されるものとします。

### **(契約者の地位の承継)**

第19条 相続等により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社指定の方法で届け出て頂きます。

## **第4章 オプションサービス・付加機能**

### **(オプションサービスの提供)**

第20条 契約者がオプションサービスの利用を希望する場合には、オプションサービスの種類その他そのオプションサービスを特定するための事項について当社所定の方法により申込むものとします。

2 契約者がオプションサービスを利用する際に、当該オプションサービスが当社以外の事業者によって提供される場合には、契約者が直接、当該事業者に対してオプションサービスの提供を申込むものとし、オプションサービス提供契約が成立した場合には、契約者は当該事業者の定めるサービス規約に従うものとします。

#### (付加機能の提供)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供出来ないことがあります。

#### (付加機能の利用の一時中断)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に1日単位で利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### 第5章 端末設備の提供等

#### (端末設備の提供)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、端末設備を提供します。

2 前項の端末設備は、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

3 基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置を提供します。

4 端末設備は、一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

#### (端末設備の移転)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

#### (端末設備の利用の一時中断)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に1日単位で利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### 第6章 利用中止等

#### (利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのこと

を契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合等は、この限りではありません。

3 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために契約者に事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることが出来るものとしてします。

4 当社は、前項にて定める法律上の要請の如何に係らず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの提供の全部または一部を中止することが出来るものとしてします。

#### (利用停止)

第27条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間（その本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が当社もしくは集金代行業者（第30条4項に定める者をいいます。以下本条において同じとします）に対し、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社もしくは集金代行業者に対し、当社と契約を締結している又は締結していた他の利用契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第44条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
- (5) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設

備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(7) 契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に違反する行為（当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。）を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他の契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき（そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限り、）

(8) 前7号のほか、本規約の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第7章 通信

### （発信者番号通知）

第28条 契約者回線等からの通信については、発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注）契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

### （情報量の測定等）

第29条 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。

(1) 課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。

(2) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又は契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

第30条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費等とし、料金表に定めるところによります。

3 オプションサービスおよびISP利用料については、別途提供事業者が定める基準により契約者に直接請求し、契約者は提供事業者に直接支払うものとします。

4 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が契約者に対して有する債権の請求ならびに受領行為を第三者（以下「集金代行業者」といいます。）に委託出来るものとします。

5 契約者は、利用契約申込み時に、当社が第35条（料金の支払方法）に定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者に通知することとします。

6 料金等の支払履行遅延があった場合または事由如何を問わず料金等の支払の確認が出来なかった場合、当社または集金代行業者から再請求を行います。

7 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が契約者より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### (利用料金の支払義務)

第31条 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、利用契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する利用料金（第4項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。）の支払いを要します。ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することが出来ない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要しません。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用出来な

った期間中の利用料金の支払いを要します。

	区 別	支払いを要しない料金
1	契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用出来ない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合、3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用出来なかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金
2	当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用出来ない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用出来なかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金
3	移転等に伴って、本サービスを利用出来なくなった期間が生じたとき。(契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用出来なくなった日から起算し、再び利用出来る状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

4 契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することが出来なかった場合は、別に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### (手続きに関する料金、工事費、線路設置費等の支払義務)

第32条 契約者は、本サービスの手続きに関する料金、工事費、線路設置費等の支払いを要します。ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定に係らず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 契約者は、本サービスの解除等があった場合も、工事費の残債について支払う義務を免れないものとします。

4 転用にて本サービスの申込みをした契約者は、転用前に発生した工事費について、フレッツ光契約時の条件により以下のとおり支払うものとします。

(1) NTT 東日本が提供するフレッツ光の工事費支払いの途中で本サービスへ転用の申込みをした契約者は、工事費の残額を分割払いにて支払うものとします。この場合、当社は NTT 東日本に代わり契約者へ工事費の残額を請求します。

(2) NTT 西日本が提供するフレッツ光の契約時に最低利用期間が設定された初期工事費割引を利用し、最低利用期間が満了となる前に本サービスへ転用の申込みをした契約者は、フレッツ光のご利用開始月を 1 ヶ月目として最低利用期間最終月の末日より前に本サービスの解除等があった場合、NTT 西日本が割引適用時に設定した解約料を支払うものとします。この場合、当社は NTT 西日本に代わり契約者へ解約料を請求します。

#### (初期契約解除に係る取扱い)

第 3 3 条 契約者が第 1 7 条に規定する初期契約解除を行った場合において、その初期契約解除を行った者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して契約者が支払うべき金額、その他の当該契約に関して契約者が支払うべき金額を負担して頂きます。

この場合において、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して契約者が支払うべき金額、その他の当該契約に関して契約者が支払うべき金額は、それぞれ電気通信事業法第 2 6 条の 3 第 3 項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、IP 通信網サービスの料金その他の債務と同額とします。

### 第 3 節 料金の計算等

#### (料金の計算等)

第 3 4 条 当社は、料金等について、本規約に別段の定めがある場合を除いて毎月暦末日をもって締切り、当該月末日が属する料金月の料金等を請求するものとします。なお契約開始については、第 9 条（契約申込の承諾）第 4 項に定める契約成立日から起算し、当該月末日までの間の料金等を日割計算するものとします。この場合、日割計算は当該月暦数を用いて行うものとします。

2 本契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた日までの料金等をお支払頂くものとします。

3 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合第 1 項の料金計算の起算日、締切日を変更することがあります。

### **(料金の支払方法)**

第35条 第30条(料金及び工事に関する費用)に定める料金等を当社が集金する場合、契約者は次の各号いずれかで当該料金等を支払うものとします。

- (1) クレジットカード
- (2) その他当社が定める方法

2 前項において料金等の支払いがクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社の契約者規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。

3 第1項の料金を当社が業務を委託する集金代行業者が集金する場合、各集金代行サービスの料金の支払方法等は各集金代行業者が定める当該収納代行サービスの利用規約に準ずるものとします。

### **(端数処理)**

第36条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## **第4節 割増金及び延滞利息**

### **(割増金)**

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払って頂きます。

### **(延滞利息)**

第38条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

## **第9章 保守**

### **(契約者等の維持責任)**

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適

合するよう維持して頂きます。

#### (契約者等の切分責任)

第40条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することが出来なくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、IP 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担して頂きます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第10章 損害賠償

#### (責任の制限)

第41条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表に規定する利用料金であって、(2)以外のもの

(2) 料金表に規定する情報量に応じた加算料（IP 通信網サービスを全く利用出来ない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均加算料（情報量に応じた加算料に限ります。この場合において、前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 第1項及び第2項の規定に係らず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いに

ついて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、卸電気通信役務提供事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供が出来なかった場合であって、当社が当該卸電気通信役務提供事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用出来なかった契約者全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。

5 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供出来なかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

6 第1項の場合を除き、当社は本サービスの契約者に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。

7 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表に定める規定に準じて取り扱います。

#### （免責）

第42条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

3 当社は、本サービスの内容、および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

4 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

### 第11章 雑則

#### （承諾の限界）

第43条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求

をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### **(利用に係る契約者等の義務)**

第44条 契約者は、次のことを守って頂きます。

- (1) 当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

#### **(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)**

第45条 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供して頂きます。ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

2 当社が利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供して頂くことがあります。

3 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

#### **(本サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)**

第46条 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、本サービスにおける基本的な技術的事項及び本サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

#### **(契約者等の氏名の通知等)**

第47条 契約者は、当社が本サービスを提供する目的で、以下の各号所定の契約者情報を卸電気通信役務提供事業者へ通知すること、および卸電気通信役務提供事業者が当該情報を記録・保有することについて予め承諾するものとします。

- (1) お客さま情報
- (2) 工事に係る情報
- (3) サービス申込みおよび利用情報
- (4) 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実

2 契約者は、卸電気通信役務提供事業者が以下の各号において、前項に基づき卸電気通信役務提供事業者の保有する契約者の情報を第三者（契約者が契約を締結している事業者、または卸電気通信役務提供事業者が「IP通信網サービス契約約款」にて定める特定事業者に限ります。以下本条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (2) 卸電気通信役務提供事業者の委託により本サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等その契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

#### **(NTT 東西との相互通知事項)**

第48条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社とNTT東西との間で以下の各号所定の事項を相互に通知する場合があることを承諾するものとします。

- (1) お客さま情報
- (2) 申込み手続きの処理状況
- (3) サービス利用情報
- (4) 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実
- (5) 通信履歴等

#### **(IPv6 接続事業者／NTT 東西との相互通知事項)**

第49条 契約者は、IPv6 IPoE+IPv4を提供する目的で、当社とIPv6接続事業者およびNTT東西との間で以下の各号所定の事項を相互に通知する場合があることを承諾するものとします。

- (1) 申込み手続きの処理状況
- (2) サービス利用情報
- (3) 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実
- (4) お客さまID／アクセスキー

2 契約者は、IPv6 IPoE+IPv4のオーダーを登録する目的で、以下の各号所定の事項を当社からIPv6接続事業者へ通知する場合があることを承諾するものとします。

(1) お客さまID／アクセスキー

#### (著作権等)

第50条 契約者は、本サービスを通じて当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2 契約者は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧出来るWebサイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

#### (個人情報等の保護)

第51条 当社は、契約者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<http://www.suzu-yoshoji.co.jp/company/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

#### (管轄裁判所)

第52条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、静岡簡易裁判所または静岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### (法令に規定する事項)

第53条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

2 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

料金表 ※以下、全て税抜表示

■月額利用料

Suzuyo 光サービスタイプ	通信速度	月額利用料
ファミリー・スマートタイプ	最大 1Gbps	5,000 円
ファミリー・ギガタイプ	最大 1Gbps	4,700 円
ファミリー・ハイスピードタイプ	上り最大 100Mbps、下り最大 200Mbps ※2	
ファミリータイプ ※1	最大 100Mbps	
マンション・スマートタイプ	最大 1Gbps	3,799 円
マンション・ギガタイプ	最大 1Gbps	3,500 円
マンション・ハイスピードタイプ	上り最大 100Mbps、下り最大 200Mbps ※2	
マンションタイプ ※1	最大 100Mbps	
従量課金タイプ ※3,4,5	最大 100Mbps	3,400 円～5,100 円

※1 Suzuyo 光ファミリー・スマートタイプ/マンション・スマートタイプは NTT 東日本エリアのみの提供となります。

※2 インターネット (IPv6 IPoE) 通信 (IPv6 対応 WEB サイト等) を行う場合、ハイスピードタイプの最大通信速度は下り最大概ね 1Gbps となります。

※3 利用量に応じた月額利用料は以下のとおりとなります。

<NTT 東日本エリア>

～3,040MB	3,400 円
3,040MB～10,040MB	3,400 円+24 円/100MB
10,040MB～	5,100 円

<NTT 西日本エリア>

～3,000MB	3,400 円
3,000MB～10,000MB	3,400 円+24 円/100MB
10,000MB～	5,100 円

※4 100MB 未満の通信量は 100MB 単位に切り上げます。

<NTT 東日本エリア>

9,940MB ～ 10,040MB までの 100MB は、100MB あたり 44 円となります。

<NTT 西日本エリア>

9,900MB ～ 10,000MB までの 100MB は、100MB あたり 44 円となります。

※5 上限額に達した場合、Suzuyo 光ファミリータイプよりもお支払金額は多くなりますのでご了承ください。

- \* IPv4 または IPv6 による IPoE を利用して、NTT 東日本/NTT 西日本のフレッツ網へ接続した通信でご利用頂けます。
- \* インターネットのご利用には、ISP 事業者との契約が必要です。
- \* 回線終端装置 (ONU) または VDSL 装置とお客さまの端末は、LAN ケーブルで接続してください。
- \* Suzuyo 光はベストエフォート型のサービスです。通信速度は当社および NTT 東日本/NTT 西日本の設備からお客さま宅内に設置する回線終端装置 (ONU) 間の仕様上の最大速度であり、お客さま宅内での実使用速度を表すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客さまの環境や回線の混雑状況などによって大幅に低下する場合があります。
- \* お客さまにてご利用中の通信機器などが 1Gbps の通信速度に対応していない場合は、その機器の通信速度が最大通信速度となります。
- \* 従量課金タイプでは、利用出来るオプションサービス (Suzuyo 光電話オフィスタイプ、Suzuyo 光電話オフィスプラス等) に一部制限がございます。
- \* 従量課金タイプではお客さまのご利用になった通信について、通信明細情報を記録します。
- \* 無線 LAN のご利用には、お客さまご自身でのホームゲートウェイ、無線 LAN カード、Wi-Fi 対応機器の接続設定が必要な場合があります。
- \* 「フレッツ・v6 オプション」相当の機能をあらかじめ利用出来る状態、また「フレッツナンバー通知機能」は「通知する」の状態での提供となります。
- \* NTT 東日本/NTT 西日本が提供するオプションサービスをご希望する場合は、直接 NTT 東日本/NTT 西日本へお問い合わせください。ご利用の場合は、NTT 東日本/NTT 西日本より提供します。

## ■工事費

### (1) 新規開設工事費

<NTT 東日本エリア>

対象 工事費	①基本工事費、②交換機等工事費、③回線終端装置工事費 (屋内配線部分、回線終端装置部分)、④VDSL 機器工事費			
分割回数	30 回			
月々の 工事費 請求	タイプ	工事内容	分割請求額	合計
	ファミリー タイプ	屋内配線工事あり	600 円×30 回	18,000 円
		屋内配線工事なし	253 円×29 回+最終月 263 円	7,600 円
	マンション タイプ	屋内配線工事あり	500 円×30 回	15,000 円
屋内配線工事なし		253 円×29 回+最終月 263 円	7,600 円	

<NTT 西日本エリア>

対象 工事費	①基本工事費、②交換機等工事費、③回線終端装置工事費（屋内配線部分、回線終端装置部分）、④VDSL 機器工事費			
分割回数	31 回（初回請求＋分割請求 30 回）			
月々の 工事費 請求	タイプ	初回請求額	分割請求額	合計
	ファミリータイプ	1,500 円	550 円×30 回	18,000 円
	マンションタイプ	1,500 円	450 円×30 回	15,000 円
	マンション（LAN 方式） 戸建（既設配線ありの場合）	1,000 円	220 円×30 回	7,600 円

- \* 初期工事費の分割払いの期間中にタイプ変更、移転をされる場合、初期工事費の残額の分割払いは継続となります。
- \* 分割払いの期間中に Suzuyo 光を解約される場合は、工事費の残額を一括でお支払い頂きます。
- \* 記載の工事費は代表的な工事の際に適用される金額であり、工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。
- \* 土日祝日ならびに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）に工事を実施する場合は、工事費に加え 3,000 円が必要となります。
- \* お客さま宅内の配線設備等を再利用し、お客さまご自身で回線終端装置等を設置する工事の場合、初期工事費は 2,000 円となります（分割払いは出来ません）。

(2) 移転工事費

<NTT 東日本エリア>

対象 工事費	①基本工事費、②交換機等工事費、③回線終端装置工事費（屋内配線部分、回線終端装置部分）、④VDSL 機器工事費			
分割回数	30 回			
月々の 工事費 請求	タイプ	工事内容	分割請求額	合計
	ファミリー タイプ	屋内配線工事あり	600 円×30 回	18,000 円
		屋内配線工事なし	253 円×29 回＋最終月 263 円	7,600 円
	マンション タイプ	屋内配線工事あり	500 円×30 回	15,000 円
屋内配線工事なし		253 円×29 回＋最終月 263 円	7,600 円	

<NTT 西日本エリア>

対象 工事費	①基本工事費、②交換機等工事費、③回線終端装置工事費（屋内配線部分、回線終端装置部分）、④VDSL 機器工事費			
-----------	---	--	--	--

工事費 請求	タイプ	合計	※分割払いは出来ません。
	ファミリータイプ	18,000 円	
	マンションタイプ	15,000 円	
	マンション (LAN 方式) 戸建 (既設配線ありの場合)	7,600 円	

- \* 移転と同時に品目変更を行う場合は「移転工事費」が適用となります。
- \* お客さま宅内の配線設備等を再利用し、お客さまご自身で回線終端装置等を設置する工事の場合、初期工事費は2,000円となります（分割払いは出来ません）。
- \* 移転時、分割払い中の工事費残債がある場合、東日本エリアでは移転後も継続して分割請求、西日本エリアでは移転後、初回の請求時に残債を一括請求させていただきます。

(3) 品目変更工事費

<NTT 東日本エリア> 単位：円

		移行先								
		Suzuyo 光								
		ファミリー・ タイプ	ファミリー・ ハイスピード タイプ	ファミリー・ ギガタイプ	従量課金 タイプ	マンションタイプ			VDSL方式	LAN 配線方式
						光配線方式				
			マンション タイプ	マンション・ ハイスピード タイプ	マンション・ ギガタイプ					
移 行 元  フ レ ツ ツ 光 ネ ク ス ト	ファミリータイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ファミリー・ ハイスピードタイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ファミリー・ ギガラインタイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ギガファミリー スマートタイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1※2	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000	2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	マンションタイプ (光配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	
		18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	15,000	7,600	
	マンション・ハイスピード タイプ (光配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	
		18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000	7,600	
マンション・ギガライン タイプ (光配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣		
	18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	15,000	7,600		
ギガマンション・スマート タイプ (光配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣		
	18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000	7,600		

B フ レ ッ ツ	マンションタイプ (VDSL方式)	派遣	派遣								
		18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000		7,600	
	マンションタイプ (LAN配線方式)	派遣	派遣	派遣							
		18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000	15,000		7,600
	ビジネスタイプ	派遣	派遣	派遣							
		7,600	7,600	7,600	7,600	15,000	15,000	15,000	15,000		7,600
	プライオ10	派遣	派遣	派遣							
		7,600	7,600	7,600	7,600	15,000	15,000	15,000	15,000		7,600
	プライオ1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
		2,000	2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000		7,600
	フレッツ光ライトプラス	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
		2,000	2,000	2,000		15,000	15,000	15,000	15,000		7,600
フ レ ッ ツ 光 ラ イ ト	ファミリータイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000	2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	マンションタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	
		18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000	15,000	7,600	
B フ レ ッ ツ	ビジネスタイプ	派遣	派遣								
		18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ベーシックタイプ	派遣	派遣								
		18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
ニューファミリータイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
	18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600		

<NTT 西日本エリア> 単位：円

		移行先									
		Suzuyo 光									
		ファミリー タイプ	ファミリー・ ハイスピード タイプ	ファミリー・ギガ タイプ	従量課金 タイプ	マンションタイプ					
						ひかり配線方式			VDSL方式	LAN配線方式	
マンション タイプ	マンション・ ハイスピード タイプ					マンション・ ギガタイプ					
移 行 元	フ レ ッ ツ 光 ネ ッ ク ス ト	ファミリータイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
			2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ファミリー・ ハイスピードタイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
		2,000		2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600	
	ファミリー・スーパー・ ハイスピードタイプ集	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
2,000		2,000	2,000		15,000	15,000	15,000	15,000	7,600		

マンションタイプ (ひかり配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣		無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣
	18,000	18,000	18,000	18,000		2,000	2,000	15,000	7,600
マンション・ハイスピード タイプ (ひかり配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1		無派遣※1	派遣	派遣
	18,000	18,000	18,000	18,000	2,000		2,000	15,000	7,600
マンション・スーパー・ ハイスピードタイプ車 (ひかり配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1			派遣	派遣
	18,000	18,000	18,000	18,000	2,000			2,000	15,000
マンションタイプ (VDSL方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣		派遣
	18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000		7,600
マンションタイプ (LAN方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
	18,000	18,000	18,000	18,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
ビジネスタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
	7,600	7,600	7,600	7,600	15,000	15,000	15,000	15,000	7,600
フレッツ光ライトプラス	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1		派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
	2,000	2,000	2,000		15,000	15,000	15,000	15,000	7,600
フレッツ光 ライト	ファミリータイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣
		2,000	2,000	2,000	2,000	15,000	15,000	15,000	15,000
マンションタイプ (ひかり配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣
	18,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000	15,000	7,600
フレッツ光 プレミアム	ファミリータイプ	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣	派遣	派遣	派遣
		-	-	-	-	-	-	-	-
	マンションタイプ (ひかり配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	無派遣※1	無派遣※1	無派遣※1	派遣
		18,000	18,000	18,000	18,000	-	-	-	-
	マンションタイプ (VDSL方式)	派遣							
		18,000	18,000	18,000	18,000	-	-	-	-
マンションタイプ (LAN配線方式)	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
	18,000	18,000	18,000	18,000	-	-	-	-	
エンタープライズタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
B フレッツ	ファミリー100	派遣							
		-	-	-	7,600	-	-	-	-
	ワイヤレスファミリー	派遣							
		-	-	-	18,000	-	-	-	-
	マンションタイプ (VDSL方式)	派遣							
		-	-	-	18,000	-	-	-	-
マンションタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	

(LAN 配線方式)	-	-	-	18,000	-	-	-	-	-
ビジネスタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
	-	-	-	7,600	-	-	-	-	-
ベーシックタイプ	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣
	-	-	-	7,600	-	-	-	-	-

※1 無派遣で工事が可能な場合であっても、お客さまの要望等により、工事担当者がお伺いする場合の工事費は 7,600 円となります。また、無派遣工事が実施不可の場合は、お客さま設備状況により派遣工事になる場合があります。

※2 (NTT 東日本エリアの場合) 11ac 無線 LAN ルータを希望する場合は 0 円となります。

\* (NTT 西日本エリアの場合) 品目変更工事費が無料の場合には、品目変更に伴い発生する光電話の工事費は無料です (オフィスタイプ、オフィスプラスの機器工事費、交換機等工事費は除きます)。

\* 転用と同時に品目変更する場合 (マンションタイプを除く) の通常工事費は「品目変更工事費」が適用となります。

#### (4) 夜間・深夜工事費、及び時刻指定工事の加算工事費

##### <NTT 東日本エリア>

①時刻指定工事 (1 時間ごとに設定可能) : 時刻指定工事費を加算した金額をご請求致します。	
9:00~16:00 の場合	11,000 円
17:00~21:00 の場合	18,000 円
22:00~翌 8:00 の場合	28,000 円
②夜間時間帯 (17:00~22:00) および年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日の 8:30~22:00) の工事費	
{ 通常の工事費※ - 基本工事費 (1,000 円) } × 1.3 (割増分) + 基本工事費 (1,000 円)	
③深夜時間帯 (22:00~翌 8:00) の工事費	
{ 通常の工事費※ - 基本工事費 (1,000 円) } × 1.6 (割増分) + 基本工事費 (1,000 円)	

※通常の工事費に時刻指定工事費は含みません。

##### <NTT 西日本エリア>

①時刻指定工事 (1 時間ごとに設定可能) : 時刻指定工事費を加算した金額をご請求致します。	
9:00~16:00 の場合	11,000 円
17:00~21:00 の場合	20,000 円
22:00~翌 8:00 の場合	30,000 円
②夜間時間帯 (17:00~22:00) および年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日の 8:30~22:00) の工事費	

{通常の工事費※－基本工事費（1,000円）} × 1.3（割増分） + 基本工事費（1,000円）
③深夜時間帯（22:00～翌 8:00）の工事費
{通常の工事費※－基本工事費（1,000円）} × 1.6（割増分） + 基本工事費（1,000円）

※通常の工事費に時刻指定工事費は含みません。

※工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計額が 29,000 円を超える場合は、29,000 円ごとに、3,500 円が別途加算されます。

■ 手続きに関する料金

新規契約事務手数料	800 円
転用契約事務手数料	1,800 円

■ 追加機器に関する月額料金

無線 LAN カード	100 円
ホームゲートウェイ使用料（NTT 東日本エリア）	300 円
ホームゲートウェイ使用料（NTT 西日本エリア）	450 円

■ 24 時間出張修理オプションに関する月額料金

ファミリータイプ	2,999 円
マンションタイプ	1,999 円

■ v6 オプション利用に関する月額料金

v6 オプション追加ネーム利用料（NTT 西日本エリアのみ）	100 円
--------------------------------	-------